

事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人よつば

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
 該当する欄の□を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった
 場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

(3) 設立認可年月日 令和4年3月14日

(4) 設立登記年月日 令和4年2月25日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	平賀 亮	医療法人よつば よつばクリニック 管理者
理事		
同		
監事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	よつばクリニック	広島県呉市和庄登町13番3号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年8月26日 第1期の決算承認

令和5年5月6日 第3期の事業計画及び収支予算の決定

〃 第3期の借入金額の最高限度額の決定

〃 第3期の役員報酬限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人よつば

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

財 産 目 録

(令和 5年 6月30日現在)

1. 資 産 額	253,182 千円
2. 負 債 額	181,889 千円
3. 純 資 産 額	71,293 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	115,023
B 固 定 資 産	138,159
C 資 産 合 計 (A+B)	253,182
D 負 債 合 計	181,889
E 純 資 産 (C-D)	71,293

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人よつば

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	115,023	I 流 動 負 債	104,014
II 固 定 資 産	138,159	II 固 定 負 債	77,874
1 有 形 固 定 資 産	126,679	負 債 合 計	181,889
2 無 形 固 定 資 産	951	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	10,528	科 目	金 額
		I 基 金	25,000
		II 積 立 金	46,293
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	71,293
資 産 合 計	253,182	負債・純資産合計	253,182

法人名 医療法人よつば
所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	213,745
2 事業費用	158,315
本来業務事業利益	55,429
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	55,429
II 事業外収益	709
III 事業外費用	207
経常利益	55,931
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	55,931
法人税等	14,840
当期純利益	41,091

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 よ つ ば
理事長 平 賀 亮 様

私は、医療法人よつば の 第2期会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月4日

医療法人 よ つ ば
監 事